

建設労働者確保育成助成金【技能実習コース(経費助成・賃金助成)】チェックリスト

- ◆ 計画届及び支給申請に必要な書類一式を管轄都道府県労働局に提出してください。
 - ・提出期間 計画届：技能実習を開始する日の2カ月前から1週間前まで
支給申請：技能実習を終了した日の翌日から起算して2カ月以内
 - ・提出及びお問い合わせ先 〒860-8514 (TEL)096-211-1704 (FAX)096-211-1732
熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階
熊本労働局 職業対策課 (建設労働者確保育成助成金担当)

***雇用保険料率1,000分の12が支給対象事業所となります、ご確認下さい。**

◆計画届に必要な書類

1	<input type="checkbox"/>	建設労働者確保育成助成金(技能実習コース(経費助成・賃金助成))計画届(建助様式第2号) [建設事業主用]
2	<input type="checkbox"/>	訓練内容等が確認できる書類(実施主体(機関)の概要、実習内容、日程、場所等分かる書類)訓練カリキュラム、受講パンフレットなど

◆支給申請に必要な書類

1	<input type="checkbox"/>	建設労働者確保育成助成金(技能実習コース(経費助成・賃金助成))支給申請書 [中小建設事業主用] (建助様式第17号)
2	<input type="checkbox"/>	受講者名簿及び建設労働者確保育成助成金(技能実習コース(経費助成・賃金助成))の助成金支給申請内訳書 (建助様式第17号 別紙1)
3	<input type="checkbox"/>	事業所確認票(建助様式第17号 別紙3) *技能実習の開始日時点で企業全体の雇用する雇用保険被保険者数が20人以下かつ、技能実習を実施した事業所以外に雇用保険適用事業所を有する場合は提出してください。
4	<input type="checkbox"/>	労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書(写)、又は労働保険料等納入通知書(写)
5	<input type="checkbox"/>	支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)
6	<input type="checkbox"/>	支払方法・受取人住所届(既に登録されている場合は不要。但し、変更がある場合は再提出が必要です。)
7	<input type="checkbox"/>	委託契約書(写)又は受講申込書(写)・実施日ごとの科目時間数が分かるカリキュラム(写)
8	<input type="checkbox"/>	委託費の領収書(写)
9	<input type="checkbox"/>	出勤簿(写)又はタイムカード(写)等 <注>賃金締切日が20日の場合は、21日～翌月20日までの出勤状況が確認できる書類
10	<input type="checkbox"/>	賃金台帳(写) 賃金の支払い方法(日給・月給・日給月給制)のいずれかに○をつけてください ※日給制の場合は、日給単価及び給料締日と支給日も必ず記入してください。
11	<input type="checkbox"/>	雇用保険被保険者数が20人以下の事業所 経費助成については…委託費(教材含む)の4分の3 *生産性要件を満たした場合は…10分の9 賃金助成については…<7,600円> *生産性要件を満たした場合は…<9,600円>
12	<input type="checkbox"/>	雇用保険被保険者数が21人以上の事業所 経費助成については…委託費(教材含む)の5分の3 *生産性要件を満たした場合は…4分の3 賃金助成については…<6,650円> *生産性要件を満たした場合は…<8,400円>
13	<input type="checkbox"/>	雇用契約書(写)又は労働条件通知書(写)、休日カレンダー等の受講者の所定労働日及び所定労働時間が分かる書類(写) *就業規則を添付していただく場合もあります。
14	<input type="checkbox"/>	技能実習日が事業所の休日であった場合は、「休日勤務処理証明」を提出してください。
15	<input type="checkbox"/>	生産性要件を満たした建設事業主で、増額された助成額での支給申請を行う場合は、「生産性要件算定シート(共通要領様式第2号)及び算定の根拠となる証拠書類(「損益計算書」、「総勘定元帳」など)を添付して下さい。 (パンフレット4p参照)

◆ 計画届を提出した後に、「実施日」、「実習内容」、「訓練実施機関名」などの変更が生じる場合は、事前に計画変更届(建助様式第9号)の提出が必要です。

◆ 雇用保険被保険者数は、技能実習の開始日時点で企業全体の雇用する人員数となります。

◆ 上記書類のほかに、労働局長が必要と認める書類を提出していただく場合があります。